

改正精神保健福祉法実務マニュアルについて

平成 26 年 4 月の改正精神保健福祉法（以下、改正法）施行に伴い、日本精神科病院協会では「改正精神保健福祉法実務マニュアル」を発刊いたしました。

» 詳細は日精協ホームページ 「事務局からのお知らせ/改正精神保健福祉法実務マニュアルについて」 のページをご参照ください。 <http://www.nisseikyo.or.jp/news/jimukyoku>

◆ 内容

1. 改正の趣旨
2. 主な改正点
3. 改正精神保健福祉法に伴う病院実務（医療保護入院の成立、退院後生活環境相談員、地域援助事業者、医療保護入院者退院支援委員会、入院誓約書）
4. 改正精神保健福祉法に関する Q&A（保護者制度の廃止関係、医療保護入院の同意に関する運用関係、市町村長同意関係、退院後生活環境相談員関係、医療保護入院者退院支援委員会関係、精神医療審査会関係、他）
5. 参考資料（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡 平成 26 年 3 月 20 日）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A

◆ ご注文方法

記載事項（すべて必須）を明記の上、下記申し込み先まで FAX にてお申込みください。
なお、お電話でのお申し込みは受け付けておりませんのでご了承下さい。

※ 改正精神保健福祉法実務マニュアルは会員専用ホームページ「日精協ファイリングシステム」で閲覧できます。（会員病院専用コンテンツ／検索キーワードは「改正精神保健福祉法実務マニュアル」）

※ ただし、在庫が無くなった時点で、販売を終了いたします。

----- 改正精神保健福祉法実務マニュアル申込書 -----

申込先・FAX 番号	株日精協サービスセンター事務局 03-6722-0516
価格	1,500 円／1 冊 （送料：宅急便着払い） 請求書に記載の指定口座へお振込み下さい。（請求書は冊子に同封して送付）
ご希望部数	冊
施設名 [日精協会員番号]	[日精協会員病院は会員番号をご記載ください :]
送付先住所 電話番号	〒 [電話番号]
ご担当者氏名又は申込者名 [肩書き・担当部署名]	[肩書き・担当部署名]

「改正精神保健福祉法実務マニュアル発刊」

平成 26 年 4 月の改正精神保健福祉法（以下、改正法）施行に伴い、「改正精神保健福祉法実務マニュアル」を発刊いたします。今回の法改正では、保護者制度の廃止と医療保護入院の見直しのほか、精神科病院の管理者に対しては、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の設置、地域援助事業者との連携、さらに退院を促進させるための体制を整備することが義務付けられるなど、大幅な変更がありました。これだけ複雑になった手続き等を法に沿って適切に運用しなければならない臨床現場では実務上の指南書が必要不可欠です。既に、改正保険福祉法に関する Q&A については、当協会のホームページでもお知らせしていますが、実際の入院手続きや入院後の退院支援委員会の開催、地域援助事業者との連携などは、もっと具体的な記載が必要です。

内容は、①改正の趣旨、②主な改正点、③改正精神保健福祉法に伴う病院実務（医療保護入院の手続、退院後生活環境相談員、地域援助事業者、医療保護入院者退院支援委員会）、④改正精神保健福祉法に関する Q&A、⑤平成 12 年版精神保健福祉法マニュアル、⑥法改正関連通知集となっています。

今回の改正では、保護者制度の廃止に伴って、医療保護入院における保護者の同意要件がなくなり、「家族等」のうちのいずれかの者が同意をする要件となりました。「家族等」は、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人をさしますが、該当者がいない場合は、市町村長が同意の判断を行うことになります。平成 26 年 4 月の法施行以来、同意者の本人確認や入院者との関係をどのように確認するのか、家族等の確認が取れない場合の市町村長同意に関する問題など、頭を悩ますことが多々生じています。本書は、日常実践において、かゆいところに手の届く内容となっている一方、当事者やご家族、地域援助事業者の方にも、手続きの内容がよく理解出来るものになっているものと思います。本マニュアルが精神科医療現場で大いに利用され、実務上のバイブルになるものと確信しております。

日本精神科病院協会理事 中島公博